

芽室町立学校における 働き方改革推進プラン

(第2期)



令和3年4月改定
芽室町教育委員会

はじめに

「Society5.0」の訪れに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大など、人々の行動・価値観が大きく変化しています。

学校や社会を取り巻く環境が変化し、子どもたちが抱える課題が多様化する中、学校や教職員に求められる役割はますます拡大し、教職員の長時間労働が問題となっています。

令和元年度に北海道教育委員会（以下「道教委」）が実施した「教育職員の時間外勤務等に係る実態調査」では、前回（平成28年度）と比較し、一定の縮減効果が認められる一方で、未だ多くの教職員が長時間勤務となっているという結果が出ており、当町においても同様の傾向があるものと認識しています。

新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、子どもたちの学びを最大限に保障するという観点に立って、教員が授業や授業準備に集中し、子どもたちと向かい合う時間を確保し、健康でいきいきとやりがいを持って働きながら、学校教育の質を高められる環境を構築することは大変重要です。

こうしたことから、芽室町教育委員会として学校現場の業務改善に向けた、これまで以上に実効性のある取組に関し、道教委の取組を参考にしながら、校長会及び教頭会とも協議を進め、今後、一層取組んでいく必要がある事項を整理しました。

I 働き方改革推進プラン（第2期）の性格

- ・ 本プランは、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものであり、加えて町内全ての学校が働き方改革を進めるために、教育委員会が策定するものであります。
- ・ 本プランについては、今後の北海道の動向や学校における取組状況などを見極めながら、必要に応じて適宜見直しを行います。

II 取組の方向性

- ・ これまでの働き方を見直し、教育が業務の質を高めるとともに、日々の生活や教職人生を豊かにすることで、自らの専門性や人間性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行い教員の質を高めるという、働き方改革の目指す理念を共有しながら、取組を実行します。
- ・ 「学校における働き方改革」は、学校はもとより、北海道、町、更には家庭、地域等を含めた全ての関係者がそれぞれの立場で、学校種による勤務態様の違いや、毎日子どもたちと向き合う教員という仕事の特性も考慮しつつ、その解決に向けて取り組んでいくことが重要です。

III 働き方改革推進プランの目標、重視する視点、重点的に実施する取組及び期間

本プランに定める在校等時間の上限の遵守に向けて、次のとおり目標、重視する視点、重点的に実施する取組及び取組期間を設定します。

【目標】

教育職員の在校等時間から芽室町立学校管理規則で定める所定の勤務時間等を減じた「時間外在校等時間」を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。

【重視する視点】

個の「気付き」

現状分析を踏まえて各教員が自らの働き方を認識し、各自が最適な取組を実践。

⇒

① 在校等時間の客観的な計測・記録と公表
② メンタルヘルス対策の推進等
③ 働き方改革手引「Road」の活用

チームの「対話」

真に必要な教育活動を効果的に行うため、学校全体で対話し、業務改善を実践。

⇒

④ ICTを積極的に活用した業務等の推進
⑤ 部活動休養日等の完全実施

地域との「協働」

働き方改革の趣旨と取組に対する、保護者や地域住民の理解と協力を醸成

⇒

⑥ 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進

【取組期間】

令和3年度から令和5年度までの3年間とし、道教委、町教委、各学校が緊密に連携・協力しながら、目標の早期達成に向けて全力で取り組む。

IV 働き方改革推進プランの具体的な取組

1 本来担うべき業務に専念できる環境の整備

1) 働き方改革手引「Road」の活用

- ・ 働き方改革手引「Road」を各学校において活用するよう促します。
- ・ 教職員が本来の業務に専念できる環境の整備に向けて、業務の効率化や集約化の検討を進めます。

2) ICTの活用促進

- ・ 全教職員に一人1台整備している校務用パソコンを活用した情報の共有化や業務の効率化、事務作業にかかる時間の減少を図るため、校務支援システム等ICT環境の充実を進めます。

- ・ クラウドサービスやデジタル教材を活用した授業やオンライン学習の実施など、指導の充実を図る取り組みを推進します。
- ・ 教職員のICT活用指導力の向上を図るための研修等の充実や、ICTに精通した人材の配置など、学校体制の整備に努めます。

3) 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進

- ・ 保護者や地域住民が、子どもたちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨を理解し、各学校の教育活動に積極的に協力いただけるよう、広報及び情報提供を行う。
- ・ 学校を核として、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組が推進されるよう、地域住民が学校の教育活動を支援するとともに、全ての学校に学校運営協議会を設置し、地域とともにある学校づくりに取組んでいきます。

4) 「チーム学校」の実現に向けた専門スタッフ等の配置促進

- ・ 教職員定数改善や加配制度の充実等について、国や道教委に対する要望を継続して行います。
- ・ 全ての小学校で35人以下の少人数学級を編成とするとともに、特別な配慮や支援を必要とする児童生徒に対して、教育活動指導助手や学校支援員を配置します。
- ・ 新学習指導要領への移行を円滑に進められるよう、外国語指導助手2名体制とし、各小学校に派遣します。

5) 学校徴収金の徴収・管理業務の負担軽減

- ・ 教材費などの徴収等事務は、口座振替での対応を促進するとともに、地域や学校の事情に応じて事務職員等が業務を行うなど、教員の業務とならないように促します。

2 部活動指導にかかわる負担の軽減

1) 部活動休養日等の完全実施

- ・ 生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、教員の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮する必要があることから、全ての部活動における休養日等の実施に向けた取組を進めます。
- ・ 部活動の活動時間は、平日2時間程度、休業日3時間程度が原則であって、大会1か月前の活動時間の特例などは例外的な取扱いであり、これを安易に適用することは避けるべきであること、これを実施する場合は勤務時間の適切な割振りを行う必要があることについて、その趣旨の徹底を図ります。

① 部活動休養日の実施

- ・ 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上休養日とする。）こと
- ・ 週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えること
- ・ 学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とする

② 部活動の活動時間

- ・ 活動時間は、長くとも平日で2時間程度、休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度となるよう、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと

※ 上記の部活動休養日及び活動時間の具体的な取扱の詳細については、「芽室町の部活動の在り方に関する方針」による

2) 複数顧問の効果的な活用

- ・ 可能な限り、部活動ごとに複数顧問を配置し、かつ、交代で指導や安全管理を行うなどして、時間外勤務縮減につながる取組を行います。

3) 外部指導者の配置等の検討

- ・ 部活動の指導体制の充実と教員の負担軽減の観点から、外部指導者の協力や各種大会や練習試合等への生徒引率も可能な部活動指導員の配置を検討します。

4) 中体連、各競技団体との連携・協力等

- ・ 中体連等の関係団体と連携、協力し、部活動休養日等の完全実施のための取組を進めます。

5) 部活動の地域への移行や合理的で効果的な部活動の推進

- ・ 休日の部活動を段階的に地域の活動へと移行することを目指す国の部活動改革の方向性を踏まえ、国・道と連携し、その実現に向けた検討を進めます。
- ・ 生徒のスポーツ・文化活動に親しむ機会の確保に向けて、複数の学校による合同部活動の在り方や、総合型地域スポーツクラブ等との連携に向けた検討を進めます。

3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

1) 在校等時間の客観的な計測・記録と公表

- ・ 令和3年3月に導入した「出退勤管理システム」を適切に運用し、教職員の在校等時間を客観的に計測・記録し公表するとともに、校外において職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法により計測・記録します。
- ・ 各学校においては、在校等時間を計測した結果を踏まえ、職員の健康に配慮するとともに、一部の職員に業務が集中しないよう、業務の平準化、効率化などの取組を進めます。

2) ワークライフバランスを意識した働き方の推進

- ・ 職員一人一人がワークライフバランス（仕事と生活の調和）の視点を持ち、積極的に実践することができるよう、次の取組を進めます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 月2回以上の定時退勤日の実施② 年2回以上のワークライフバランス推進強化期間の実施③ 15日以上有給休暇の取得促進
(年5日以上を確実に取得。まとまった日数の連続した取得を促進。)④ 仕事と育児・介護等の両立支援 |
|---|

3) 長期休業期間中における「学校閉庁日」の取組推進

- ・ 学校職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため、長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日の取組を推進します。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 実施目的<ul style="list-style-type: none">・ 職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため② 設定期間<ul style="list-style-type: none">ア 年末年始の休日は、学校閉庁日として設定イ 夏季休業期間中は、学校の事情に応じて3日間を、年休、夏休、振替等を活用し、学校閉庁日と同様の取組を推進します<ul style="list-style-type: none">・ 休暇取得を強制しない・ 出勤も可。この場合、開錠・施錠は出勤する者の責任で行うものとする③ 部活動の取扱<ul style="list-style-type: none">・ 部活動休養日に設定④ 保護者への周知<ul style="list-style-type: none">・ 各学校が通知を保護者に発出 |
|---|

4) 留守番電話の設置による対応の実施

- ・ 緊急の必要性がある場合を除き、教職員が保護者や外部からの問合せ等への対応を理由に時間外勤務をすることのないよう、留守番電話の設置による対応を検討します。

5) 働き方改革に関する研修の実施

- ・ 様々な機会を通じ、管理職をはじめ全教職員が自ら勤務時間を意識するよう、各学校においても働き方改革に関する研修を実施するよう促します。

6) 主幹教諭等の配置の推進等

- ・ 学校がいじめや不登校などの生徒指導上の諸問題など、様々な課題を抱える中、校長のリーダーシップの下、学校の組織運営体制や指導体制の充実を図るため、主幹教諭の配置とともに国の加配を活用するなどの取組を推進します。

7) 事務機能の強化と業務の効率化

- ・ 教員と事務職員との間での一層の業務の連携等により業務を見直し、事務機能の強化と業務の効率化を図ります。

4 教育委員会による学校サポート体制の充実

1) メンタルヘルス対策の推進

- ・ メンタルヘルス対策を推進するため、ストレスチェックの実施や面接指導が受けられることができる体制を整備し、教職員の健康管理対策を実施します。
- ・ 教職員の勤務状況及びその健康状態に応じて健康診断を実施するほか、教職員の健康管理に関し、必要に応じて産業医等による助言・指導を受けられるものとする。

2) 調査業務の見直し

- ・ 学校に送信する書類を精査し、縮減に努めます。
- ・ 調査の実施にあたっては、提出期間を十分に確保し、一定期間に調査業務が集中することのないよう配慮します。
- ・ 各種団体等からの作文や絵画コンクール等への出展依頼、子どもの体験活動などの各種団体からの家庭向け配布物について、当該団体に対して、学校の負担軽減に向けた協力を要請します。

3) 勤務時間等に関する制度活用

- ・ 変形労働時間制度、週休日の振替に係る勤務時間のスライド・振替期間等の特例、週休日における勤務時間の割振り変更など、これら制度が有効に活用されるよう取組を推進します。
- ・ 1年単位の変形労働時間の導入について検討します。

4) 学校行事の精選・見直し

- ・ 学校行事の精選や取組内容の見直し、準備の簡素化を推進するとともに、次の取組を促します。

- ① 学校行事等の準備・運営について、地域人材の協力を得たり、外部委託を活用するなど、負担軽減を図ること。
- ② 地域行事と学校行事の合同開催など、行事の効果的・効率的な実施を検討すること。
- ③ カリキュラム・マネジメントの観点から、学校行事と教科等の関連性を見直し、従来、学校行事とされてきた活動のうち、教科等の指導と位置付けることが適切なものについては、積極的に当該教科等の授業時数に含める事。

5) 保護者や地域住民等の理解を得るための取組の促進

- ・ 少年団活動の指導にかかわる教職員についても、関係団体に対し部活動指導休養日の取組内容や、日本スポーツ少年団の活動の基本的考え方を踏まえた在り方の理解促進を図るとともに、教員の時間外勤務縮減の取組に対する保護者、地域住民、役場各課の理解促進を図ります。